

司法領域における 触法障害者等への支援

特集にあたって

2005年（平成17年）に医療観察制度が開始されてから，日本において本格的な司法精神科作業療法がスタートした．この十数年での実績によって，国の施策は徐々に広がっている．

PFI（private finance initiative）方式の刑務所である社会復帰促進センターでのOTの関与につながり，さらに部分的ではあるが一般刑務所でのOTの関与が展開されるようになった．この動きは，OTの関与が触法の精神障害者に限局されていたものが，高齢者や発達障害，軽度の障害者等を含む，全領域の障害者への関与に広がっていったことの軌跡である．

さらに昨年の日本作業療法学会（名古屋学会）においては，初めて法務省の幹部官僚が作業療法学会に招聘され基調講演を行った．大橋 哲審議官の講演の中で「今後の作業療法士の司法領域の中の矯正分野へのさらなる関与や広がりへの期待」が述べられた．

本特集では，これら司法領域での新たな動きを解説し，実践されている支援を読者と共有したい．また，精神障害者の地域包括ケアシステムが動き出すが，触法障害者の支援も内包されていることを考慮すると，この特集から，「触法障害者の生きづらさ」を多くのOTと共に，共感し，切に共有したい．（鶴見隆彦）

企画担当

鶴見隆彦（湘南医療大学，OT）

香山明美（東北文化学園大学，OT）

長野敏宏（御荘診療所，医師）